

部会長

皆さん、明けましておめでとうございます。

本年第1回目となります第698回の農地部会を開会させていただきます。どうか、よろしく願いをいたします。

本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第21条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、余土地区の森委員さん、立岩地区の篠原委員さんのお二人にお願いをいたします。

本日はお手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第10号までの議案、それと、これもお手元に配布されておりますけれども本日は追加議案として1件「農用地利用配分計画案」がございますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

まず、第1号議案、農地法第18条第6項解約通知専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局
(前崎主査)

それでは、ご報告いたします。

1番、本件は残存小作でございます。

本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により、転用するものでございます。離作補償として給付金を支払うこととしております。

2番、本件は残存小作でございます。

本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により、転用するものでございます。離作補償として給付金を支払うこととしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今第1号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

次に第 2 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(藤久次長)

それでは、ご報告いたします。

平成 26 年 11 月 26 日から 12 月 25 日までに専決処理した案件は 17 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 17 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	12 件	4,145 m ²
商工業用地	3 件	1,853 m ²
公的用地	2 件	313 m ²

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今事務局から第 2 号議案について説明がありました。本議案について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

続きまして第 3 号議案、農地法第 5 条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局
(藤久次長)

それでは、ご報告いたします。

平成 26 年 11 月 26 日から 12 月 25 日までに専決処理した案件は 22 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 22 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	15件	11,147 m ²
------	-----	-----------------------

商工業用地	7件	4,463 m ²
-------	----	----------------------

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今事務局から第3号議案について説明がありました。本件についてご異議等ありませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続いて第4号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(前崎主査)

1番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は農地法第3条の許可を受けて、昭和46年6月23日、設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

4番、5番は賃借人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

本件は農地法第3条の許可を受けて、平成26年1月10日から平成27年1月9日までの間、設定された解除条件付賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は3条許可を受けて、別の法人に貸付けるとしております。離作補償はないとしております。

6番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃借人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今第4号議案について事務局から説明がございました。本件について、ご意見ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

続きまして第5号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(前崎主査)

お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、譲受人の森貞さんは、農地約144アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

2番、譲受人の水野さんは、農地約110アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

3番、譲受人の渡部さんは、農地約55アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

4番、譲受人の栗林さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地

を借受け、農業経営を開始しようとするものでございます。

尚、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

5番、7番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の渡部さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を取得又は借受け、農業経営を開始しようとするものでございます。

尚、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

6番、譲受人の横山さんは、農地約436アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

8番、譲受人の重藤さんは、農地約55アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

9番、10番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の一般財団法人いきるは、新規に農業に参入しようとする法人でございます。この度、解除条件付きで本申請地を借入れ、障害者の就農を目的としたモデル事業を開始しようとするものでございます。

尚、本件は、新規に農業に参入しようとする案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

11番、譲受人の田中さんは、農地約56アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

12番、譲受人の長谷部さんは、新規農業者でございます。この度、本申請地を借受け、農業経営を開始しようとするものでございます。

尚、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

13番、譲受人の山本さんは、農地約232アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進しようとするものでございます。

14番、譲受人のポーさんは、農地約35アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を借受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

以上でございます。

大変失礼しました。5番、7番の案件ですが、譲受人の渡部さんと言いましたが、5番、7番につきましては松本さんでございますので訂正をお願いします。

部会長

ありがとうございました。

只今第5号議案について事務局から説明がございました。それでは、ここからは委員さんによります地元説明をお願いいたします。

まず4番でありますけれども、所在地が興居島地区でありますので小池委員さんお願いいたします。

小池委員

それではご説明いたします。

本申請は議案提出の農地を借受け、新規に農業経営を行うものであります。申請人は現在、生石地区に在住し、この度申請地である興居島地区農地30a以上借受ける案件となっております。地元において柑橘農業に対する営農体制、労働力、意欲等を確認いたしましたところ地区審査において了承いたしました。よって、本部会においてご審議をお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。それでは次に同じ4番の住所地であります生石地区担当の戒能謙介委員さんからお願いをいたします。

戒能委員

それではご説明をいたします。

先ほど事務局から説明がございましたとおり、本件譲受人の栗林さんは、現在、生石地区に住んでおられて、今般、興居島地区に農地を取得し、新規就農を考えておるところでございます。

地元農業委員といたしましては、住所地審査を行ったものであります。農業に対する意欲も十分に見受けられますので、地元としては了承をした次第でございます。なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

次に5番と7番は併用案件になっております。まず5番の所在地が和気地区でありますので、わたくし渡部から説明をさせていただきます。議案5

番の譲受人松本さんの件でありますけれども、これは新規農業で提出されております農地を借受け、新規に農業経営を行うものであります。申請人は所在北条地区に在住し、この度申請地である和気地区の農地を借受け、別件申請の難波地区農地を取得し合わせて 30a 以上の案件となっております。地元において営農体制、労働力、経験等を確認いたしましたところ地区審査において了承をいたしました。よって、本部会においてご審議のほどよろしく願いいたします。

次に 7 番でありますけれども、所在地が難波地区でありますので川端委員さんからお願いいたします。

川端委員

それでは先ほど事務局の方から説明がございましたように、申請人の松本さんは、北条地区に居住しており、この度、難波地区に新しい農地を購入し新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

地元におきましても農業に対して営農体制、労働力等を確認いたしましたところ、実家での農作業経験並びにえひめ中央農協より営農指導を仰いでいくなど、耕作意欲も十分感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会におきましてご審議をよろしく願いいたします。以上です。

部会長

ありがとうございました。

次に 5 番、7 番の住所地であります北条地区の松岡委員さんからお願いいたします。

松岡委員

先ほど事務局の方から細かく説明がありましたように、松本さんは大変農業に意欲を持っております。地元といたしましては了承をいたしました。本部会でご審議をいただきまして、ご承認をいただきますように、よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

次に、9 番と 10 番でありますけれども、これも併用案件であります。そこで 9 番と 10 番の所在地であります河野地区の中川委員さんからお願いいたします。

中川委員

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の一般社団法人は、障がい者を雇用いたしまして河野地区におきまして賃借権を設定し、水稻栽培をして、農業への新規参入を図りたいということでございます。

また農業をする上で、地元農家とも協調して農業を行っていくことで、申請地におきまして問題なく農業経営を行っていけると判断をいたします。

以上の理由で、地元といたしましては、問題はないと思いますので、地区審査におきましても了承いたしました。

なお、本部会のご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

次に住所地となります潮見地区の寺井委員さんから説明をお願いします。

寺井委員

それではご説明いたします。

事務局から説明がありましたように、譲受人は一般社団法人であり、解除条件付の賃借権による新規農業参入となっております。法人としての要件を満たしております。農業経営につきましても、特に問題となる点はございません。以上のことで、地元といたしましては問題ないと判断いたしました。本部会のご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

次に12番でありますけれども、東中島地区でありますので山田委員さんからお願いいたします。

山田委員

それではご説明いたします。

譲渡人の能田さんは、議案記載の譲渡理由により農地の管理が困難となりました。一方、譲受人の長谷部さんは、使用貸借にて本申請地を借受け、新規に農業経営を開始したいとの意向です。

地区審査において申請内容を検討しましたところ、問題ないと判断した次第です。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

只今、第5号議案につきまして事務局並びに地元委員さんから説明がございました。本件につきまして、ご意見ご異議等ございませんか。

白石委員	部会長
部会長	はい白石委員。
白石委員	この「社団法人いきる」というのは何の法人となっているのですか。 障がい者を雇用している一般社団法人、障がい者法人ではないのか。農業法人でなくても、なんでもええんかいね。
事務局 (前崎主査)	一般の法人でも、解除条件付きであれば農業生産法人でなくても大丈夫です。
白石委員	農地はどこでもなんでも持てるのか。
事務局 (前崎主査)	あくまで解除条件付きということでございます。
白石委員	条件を付けたらか。
部会長	他にございませんか。
一同	異議なし。
部会長	ないようでしたら、本件原案のとおり承認することといたします。 続きまして、第6号議案、農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (藤久次長)	それでは、ご説明いたします。 1番、本件申請人は、現在、借家住まいをしておりますが、この度、父親より相続した本申請地へ自己住宅を建築し生活の本拠を構えたいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするものであることから例外的に許可できるものに該当すると判断

されます。

2番、本件は、次の第7号議案4番で進入路を取得し、本申請地と併せて太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請人は、東温市に居住し、農地約60aを耕作する農業者でございますが、高齢化及び将来の安定的な収入を確保するために、今般、太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

3番、本件申請人は、市内中西外に居住しておりますが、平成18年当時、近隣住民より駐車場として貸してほしいとの要望により、農地法の許可を得ず、本申請地を露天貸駐車場として利用していたもので、今回、自己用駐車場と併せて違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

4番、本件申請人は、市内中西外に居住しておりますが、昭和55年当時、農地法の許可を得ず、本申請地へ自己用住宅を増築していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員説明をお願いいたします。地元、池田委員さんお願いいたします。

池田委員

説明させていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたように、白石さんは、近くの東温市に居住する農家ですが、年齢的にも耕作が困難になり、また、農産物の収入も低下傾向にあることから、新たに太陽光発電施設により安定し

た収入を確保するため申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

ありがとうございました。

ただいま第6号議案について、事務局及び地元委員説明がございました。本件について、ご意見ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

それではないようですので、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたしますが、この案件につきましては県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして、議案第7号、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(藤久次長)

1番、本件受人は、調剤薬局の経営を主な業務とする法人でございますが、この度、開院予定の耳鼻咽喉科クリニックに隣接する本申請地を取得し、調剤薬局を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道で、かつ、おおむね500m以内に2つの医療施設がある第3種農地及び住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の農地である第2種農地の一体利用と判断されます。

2番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、既存の資材置場が手狭で業務に支障をきたしていることから、新たに、現施設に近い本申請地を借受け、露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員

さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

3番、本件受人は、廃棄物処理業、家屋解体業を主な業務とする法人でございますが、既存の資材置場が手狭で業務に支障をきたしていることから、新たに、現施設に隣接し、法人の代表取締役が所有する本申請地を取得し、再生砕石置場及び従業員の駐車場として利用する露天資材置場及び露天駐車場を整備したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

4番、本件は、先ほど承認いただいた6号議案2番の併用案件です。

5番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、この度、新たな収入を確保するため、法人の代表取締役が所有する本申請地を借受け、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は解体工事、土木建設工事を主な業務とする法人でございますが、既存の資材置場が手狭で業務に支障をきたしていることから、新たに、現施設に近い本申請地を取得し、砕石置場として利用する露天資材置場を整備したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は両親と同居し、農地約60aを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、新たに本申請地を父親より借受け、夫婦共有の農家住宅を建築しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするものであることから例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

8番、本件受人は、建設業を営んでおりますが、既存の資材置場が事務所より遠く、業務に支障をきたしていることから、新たに、本申請地を取得し、足場、砕石、コンクリートブロック等の露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます

9番、本件受人は、現在、両親と同居し農地約26aを耕作する農業後継者ですが、現居宅が手狭であるため、新たに生活の本拠を構えることとし、本申請地を父親より借受け農家住宅を建築しようとするものです。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするものであることから例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員説明をお願いいたします。まず2番でありますけれども久米地区でありますので、安永委員さんからお願いをいたします。

安永委員

それでは地元説明を申し上げます。

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の株式会社ヒロ配管設備は水泥町で建設業を営む法人であります。

この度、不足する資材置場を確保するため会社及び既存資材置場に近い本申請地を露天駐車場として利用するため申請に至ったものであります。地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会のご審議をよろしくをお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

続きまして3番でありますけれども久谷地区の池田委員さんからお願いいたします。

池田委員

ご説明させていただきます。

譲受人の「松山環境サービス」は久谷地区において産廃業を営む法人であります。近年、その事業の需要が増加し、既存の施設では対応できなくなったため、新たな施設用地を確保する必要が生じ、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願い

します。

部会長

ありがとうございました。

ただいま第 7 号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんからの説明がございました。

本件について、ご異議等ございませんか。

白石委員

部会長。

部会長

はい、白石委員。

白石委員

これまた太陽光が 2 つ出ておるがね、それ私がお尋ねしておきたいのが、先月の部会で太陽光のことを石手川北部の範囲で転用が出ておるがということをお尋ねしましてね、10 月いっぱいのお受付まではということで、これはもう社会的な太陽光発電というのは自然エネルギーの、原発か自然エネルギーかと問われている時代で、非常に問題になっている時代だから農業委員会としても会長もいらっしゃいますがね、方向付けをしといてやらなかったら大変なことになるんだらうと。農業委員会として、会長これ四国電力内に話はしとるんですか。どうなんですか。方向付けは。先の部会では 10 月までの受付分はと。同じ農家、組合人がまた後も順々に。先月、聞いたのは間違いありません。

会長

現在のところはね、県に行ってもそのまま認めておるところです。ただ、先生が言われるように 10 月から。

白石委員

四国電力に対して農業委員会としての行政としては、話は 1 度ぐらいしましたか。

部会長

事務局。

事務局
(藤久次長)

太陽光発電の申請につきましては、四国電力から農地転用の許可権者である愛媛県に連絡がっております。それは、先ほど白石委員が言われた昨年 10 月 1 日以降の受付については保留になる可能性があるということで

連絡がちゃんといっております。ですから、農地転用を審査する愛媛県の立場としては、10月1日以前の申し込みについてはそのまま確実性の判断がとれる、10月1日以降の申し込みについては確実性の判断がとれないから、ちゃんと四国電力がその契約の申し込みを了承したということが判断できる書類の提出を求めて農地転用の確実性の判断をしてくださいという取扱基準となっております。ですから、その方向性に基づいて農業委員会は農地転用許可基準に適合するかどうか、その判断をすべきことと考えております。以上でございます。

山本委員

あのね、この具体的な10月云々という数字ではなくて、松山市の方向はどう考えているかということを出さんといかん。

事務局

部会長、よろしいでしょうか。

(藤久次長)

失礼します。太陽光発電の事業をですね推し進める進めないかは農業委員会の所管する事務ではございません。農業委員会はその事業に対して農地法の転用許可基準に適合するかどうかの判断でありまして、太陽光発電を推進云々そういう方向性を出すのは、その担当部局でございます。

山本委員

誰が言いよるん。その推進なんかを。

あのね、推進ではなくて田畑でも一等地のところを四国でも香川に行っで見られたと思いますよ。甲種が一番いいところを。もっとね、農業委員会が真剣に農業の方向性を付けて、打ち合わせ会というのをせんといかん。それが基本ですよ。農業を興廃させといてから、「おお、好きな者がやれや。わし権力がある、県が言ってきたけん。」そんなものじゃない。県に対しても、もっと方向付けをこうでしょ、とすることが大事でしょうが。農業委員会も。

事務局

(藤久次長)

先ほど言われた、甲種農地等の優良農地について永久転用はできませんよと。営農型については許可することができると法律で定められております。ですから法律上、適合する転用申請が出てくれば当然、許可権者である愛媛県において許可という判断がなされるわけでございます。以上でございます。

- 山本委員　　だから、松山市農業委員会の方向はこうで、というような形をとるべきではないですかと言っているだけで、これが決まりましたから、こうですああですと何も定規だった言葉を聞いているわけではないんですよ私は。
- 会長　　その時期については、また検討する必要があるかと思います。ただ、その時期をいつにするかは役員会の方でまた検討します。それでいいですかね。
- 山本委員　　あまり役員会云々ではなくて、ひとつの報告として、これは早めにこれはしてもらって大きな問題点をどこに本当に松山市農業委員会が農業を奨励して、いい方向の農業帯をつけるかということですが、そこらで一等地、甲種のええとこええとこに、このような太陽光をやって太陽がゴンゴン当たって、何もそれやったら放っているところをもっと平地にしてやれるとか、そういう方向付けもできるんですから。まあ農林省に行った時もそんなはなしがでたんですけども。農林省も方向付けをしていないんですけど。松山市でこれほどいい土地を太陽光、太陽光とあまりにも言っていて、私は法律上こうですからと言うのではなくて、方向付けをきちんとしていただきたいと。
- 会長　　松山市で考えてと。
- 山本委員　　はい。
- 白石委員　　ちょっと部会長かまわないですか。
- 部会長　　はい。
- 白石委員　　先ほどの農業法人でなくて、一般社団法人に貸す場合で期限付きでありばかまわないと、期限もね、限定しないといかんのですよ。そうでないと農業法人の意味がなくなるのですよ。どうなっているのですか。期限は何年になっているのですか。

- 部会長 はい、事務局。
- 事務局
(前崎主査) 期限付きではなくてですね解除条件と言って、もし一般法人が耕作しなかったらですね、それを解約して返さなければならないと契約にですね、そのような文言が出ている解除条件付きなんですよ。
- 白石委員 どういうふうになるかと私が内容を言うとね、障がい者だったら福祉の金が入るんだから全部。これは。福祉法人として全部助けてもらってやるんだと。実際は。
- 事務局
(中越局長) 今の話はですね、白石委員さんにお答えしますが 2 か月前に石井のたしか有光組の土地の件案で、その時も同じ解除条件付きでした。ただ社会福祉法人に貸すのではなくて一般の社団法人が個々の障がい者を雇用して事業をするということで、社会福祉法人に事業を持っていったりするという話ではございませんということをご理解いただきたい。
- 白石委員 何の法人でもかまわないということでやると、相手がなんでもかまわんということでやると、相手をみとってやらんと、農業の方向付けが一番だということでやっていかないとおかしいことになってしまうと。
- 村上委員 はい。
- 部会長 はい村上委員。
- 村上委員 山本さんが農業委員会として方向付けが大事じゃないかということをお願いしておったが、これは役員の皆さんしっかりせないかんよ。
- 私が 2 年前から提案しとる問題について、目鼻はついたけれども念のために裁判所に行って勉強したんです。裁判所の裁判官が言うのには、小作権の問題は松山市の農業委員会で規約なりを作って解決をせないかんと。裁判所ではそういう問題を受け付けることはできませんと。ただし、農地の問題で損害賠償など損害問題が起きた場合、裁判所は受け付けますという回答でした。私も前から言っている通り、この農業委員会でああいう問題は解決すべきと、2 年間申し上げてきたにも関わらず役員の皆さんは、な

かなか勉強しようとしなかった。それでやっと前回、会長から説明があって、この 23 日にその問題について見通しがついたから私は文句を言いませんが、山本さんが言ったことは大事なことでございますので、今後ですね、そういう規約なりを農業委員会で作らないかん、いろんな問題があるんです。アイデアを凝らして、勉強をして作ってくださいよ。方向性をね。ここで 3 条や 5 条の審議をするだけでは農業委員会の価値はないぞ。はっきり言うておく。以上。

部会長

ありがとうございました。

ただいま第 7 号議案につきまして、事務局並びに地元委員さん説明がございました。そして 3 人の委員さんから特に太陽光発電の扱いにつきまして、例えば松山市の方向付けであるとかが質疑になりました。

その他ないようでしたら本件は原案どおり承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

一同

異議なし。

部会長

それでは、本件は県許可となりますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして、第 8 号議案、平成 26 年度第 10 号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(高瀬主査)

本日の案件 15 件の内、使用貸借権が 13 件、賃借権が 2 件、その内訳は新規が 1 件、更新が 8 件、再設定が 6 件となっております。利用集積計画総面積は合計 45,736 m²でございます。

番号 1 の譲り受け人は、約 104 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしていきます。

番号 2 の譲り受け人は、約 75 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしていきます。

番号 3 の譲り受け人は、約 169 アールを耕作する農業者で、継続して使

用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 4 の譲り受け人は、約 108 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 5 の譲り受け人は、約 113 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 6, ~12 の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の 1 つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が「農用地利用配分計画」を作成し、県の認可、公告を経て借り手の方に 4 月頃正式に転貸される予定です。

13 番の譲り受け人は、約 131 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 14 の譲り受け人は、約 54 アールを耕作する農業者で、使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 15 の譲り受け人は、約 181 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告予定日は、平成 27 年 1 月 30 日となっており、公告により効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。只今第 8 号議案について事務局の説明がございました。本議案についてご意見ご異議等ございませんか。

一同

異議無し

部会長

ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、本件原案どおり承認することといたします。

続きまして、第9号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(前崎主査)

平成26年11月26日から平成26年12月25日までに専決処理した案件は15件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらつきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今第9号議案について事務局から説明がございました。本件についてご意見ご異議等ございませんか。

一同

異議無し

部会長

ありがとうございます。

それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第10号議案、松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。

(藤久次長)

1番、本件は、申出人より農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。

本件申出人は、各種工事設計・施工、農業用機械器具製造販売を主な業務とする法人ですが、事業拡大に伴う駐車場及び資材置場の慢性的不足を解消するため、平成24年当時農地法の許可を得ず、事業所に隣接する申出地を各種製品、運搬用車両、ダストボックス等の露天資材置場及び来客用、従業員用の露天駐車場として利用しているもので、今回、違反を解消しようと、農用地区域除外申出をしているものでございます。

本件申出地は市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている

甲種農地でございますが、本件は既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、後日提出される農地転用許可申請は例外的に許可できると判断されます。

以上、農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。只今第10号議案について事務局から説明がございました。ご意見等ございますか。

一同

異議無し

部会長

ありがとうございます。

それでは本件ご異議ないようですので、原案どおり承認することといたします。

次に、最初にご説明いたしましたけれども追加議案であります農用地利用配分計画（案）の意見聴取について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

（高瀬主査）

別資料で左肩に「追加議案」と記載されている資料をご覧ください。

この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第19条3項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。

先月の農地部会におきましてえひめ農林漁業振興機構が利用権を設定した13件をご審議いただきました。これに関しては平成26年12月19日に市の公告が済み、1月1日付けで使用貸借権がえひめ農林漁業振興機構に移転しております。1月5日にこちらの資料のとおり、意見聴取書類ができましたので、追加議案として提出させていただきました。

総面積は合計27,929㎡、40筆、全て使用貸借権です。それぞれの農地については農用地利用配分計画をえひめ農林漁業振興機構が決定し、県が認可し、2月頃の公告、という流れになっています。3月頃篠原氏、八反地営

農組合に耕作権を設定するものです。以上です。

部会長 ありがとうございました。只今事務局から追加議案に対する説明がございました。このことについてご意見等ございませんか。

異議なし 異議なし

部会長 ありがとうございます。
それではご意見等ないようですので、本件原案のとおり承認することといたします。

以上で本日の提出議案、当初の10件と追加議案すべて終了いたしました。ここで委員の皆さん何かご意見等ございましたらお受けいたします。

部会長 はい、白石委員。

白石委員 農業委員会で今日も2号議案あたりに道路拡幅というものがあがっていましたが、ここで役員の皆さんにお願いしておきたいのですが、松山市の旧松山市分の国土調査率が非常に悪いのです。

それで大変農家が困るとというのが建築基準法との関係で、建築基準法の42条の2項道路ということで、建築基準法というのは昭和25年4月1日に始まっております。というのは昭和25年4月1日は全国が一軒路とを考えていただいたらいいと思いますが、それで42条の2項道路というのは現在の道路の中心から2mをひいたら家を建ててよろしいとうもので緩和措置がとられています。そういうことになりますと1m80cmぐらいある一軒路ですと中心から90cmぐらいしかありませんから、農家の皆さんが農地を売る場合、中心から2mひくと1m10cmはひかないといかないので、旧松山市分で非常に困ったことが起きている。

旧北条市分、旧中島町分は国土調査が100%できている。ところが旧松山市分は国土調査がやっと7%台。愛媛県の国土調査率が概ね80%に届くぐらいできている。3年前に私が議会で質問した時78%で、その時に松山市は5.7%しかなかったのです。

5.7%でどうなるか具体的に言いますと、旧の石井村に13部落あって国土調査ができていないのが天山、星岡、土居町ができていませんと。10部

落できていますと。ところが大変なことが起きているというのが旧松山市分は5.7%ですよと。

平成17年に水路農道を国から松山市に財産の譲与というかたちでくれたのはよかったのですが、それ以外のところは全部個人の財産ということですから中心後退で家を建てていいと。登記法が平成17年に同時に変わったことを皆さんが知らない。どんなことが起きたかと言いますと、国土調査が済んでいるところでは15万円もあれば測量ができます、ただ国土調査が済んでいないところは測量だけで150万も200万もかかると。

こういう現象になっているがどうするかと議会で質問をかけて、やっと石井地区は去年の秋に終わったところですよ。それで農家の方が大変困っていることが道路を拡張して宅地化して売ったその道路部分が全部農家の親父名義じいちゃん名義という個人名義になっておる。それで道路が私のじゃと占有し、道路なので税金はかからないからどうもないと。

個人の所有権に基づく問題ですので、行政として農業委員会として話して伊予市あたりでは水路農道以外は全部公有財産にしとるんですよ。ですから、農業委員会として都市計画の開発で道路拡張、農道拡張という時にそういう道路部分は市の財産とするような方向で役員さん方が市の行政と話し合いをしてやってもらわないといけないと思うんです。そこらあたりをお願いしておきます。

部会長

はい、わかりました。

それでは時間もかなりつまっておりますので、事務局から連絡事項があるようですのでお願いをいたします。

事務局

連絡事項が2点ほどあります。

(高瀬主査)

第153回松山市農業委員会総会のご案内文書を配布させていただいております。今月の1月30日の金曜日、午後2時半からとなっております。ぜひ出席くださいますようお願い申し上げます。なお、総会及び意見交換会の出欠につきましては1月22日の木曜日までに事務局へご連絡ください。よろしくお願いいたします。

もう1点、農業委員選挙人名簿の確認についてお願いがあります。現在、昨年12月下旬に松山市内の農家の方にお届けした農業委員選挙人名簿登載申請書につきまして1月10日を提出期限として回収を進めております。提

出期限を過ぎましたら登載申請書に基づき農業委員選挙人名簿を調製いたしまして1月30日に開催いたします総会にて最終的な調製案をご審議いただき、その結果を松山市選挙管理委員会へ提出する流れになっております。それまでの間に各地区において地区内の農家の方から提出があった登載申請書の内容について委員さんに事前にご確認いただきたく思います。そこで1月に地区審査がある地区につきましてはその際にご確認いただきたくと考えておりました、1月に地区審査がない地区、もしくはご都合により地区審査を欠席される委員さんにつきましては個別にご相談させていただき総会前に登載申請書を確認していただきたくと考えております。年初めのお忙しい時期と思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局
(中越局長)

あわせまして、事務局から1点お礼を申し上げます。

12月10日までということで各地区の農地パトロールを48人の委員の方々にご協力いただき誠にありがとうございました。今後また担当職員から個別の案件等でご相談にあがったり、協議をさせていただいたりする可能性があるかと思っております。何かとご迷惑をおかけするかと思っておりますが、今後ともよろしく願いできたらと思っております。以上をもちまして事務局からのご報告とお礼に代えさせていただきます。

部会長

ありがとうございました。

只今事務局の方から委員の皆様に対するお願い事項がありましたが、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、第698回農地部会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時51分 閉会

